外国人材の採用後まで、企業を支える専門家がいます。

在留手続 × 生活支援 × 危機管理



行政書士・申請取次行政書士

元神奈川県警察・警視

代表　建川 一茂

警察勤務39年。
現場指揮の経験を、生活支援へ。

たてかわ行政書士事務所
代表　建川　一茂

背景はAI秘書のイメージです。実在の職員・事務所の写真ではありません。

現場を知り、経営者の悩みに寄り添う。

神奈川県警察に39年間勤務し、警視として退職。御巣鷹山の日航ジャンボ機墜落事故での救助活動、相模原障害者施設殺傷事件（津久井やまゆり園）での対応、川崎市登戸児童殺傷事件など、数々の重大事案に携わり現場指揮や危機管理の経験を積んできました。

退職後は損害保険会社の調査顧問を経て、現在は複数企業の顧問として経営者の相談に対応。

行政書士としての在留手続の専門性と、39年間の警察実務で培った危機管理・安全対策の知見を融合し、外国人材を受け入れる企業と働く人の双方を支援します。

女性行政書士による相談対応も可能

工藤行政書士が丁寧にお話を伺い、
必要な手続や支援をご案内します。

行政書士2名を中心とする支援体制

建川代表・工藤行政書士が対応。
看護師資格を持つ協力者の
支援要員参画を予定しています。

WHY TATEKAWA

経験を、企業の現場で役立つ支援に。



01　手続と支援を、同じ窓口で

受入れ準備と在留手続を同じ窓口で相談。行政書士が雇用条件・支援計画・申請書を確認し、企業が用意する書類や確認事項を整理します。認定・変更・更新等は別契約・別料金です。



02　39年の実務経験を、生活支援に

元神奈川県警察・警視。交通安全・防犯・災害時の行動や緊急連絡の流れに、現場指揮の経験を生かします。企業担当者が生活上の注意を一から説明する負担に対応します。



03　顧問として培った、経営者の視点

複数企業の顧問経験を踏まえ、人手・シフト・費用など現場の事情を伺います。企業と当事務所の担当、必要な手続、連絡の流れを整理し、誰が何をするか分からない不安に対応します。

説明用イラスト。実在の顧客・職員・支援実績を表すものではありません。

相談情報は本人の意向・守秘・法令上の義務を踏まえて扱います。

SUPPORT JOURNEY

受入れの準備から、
働き続ける日々まで。



住まい・契約・生活ルール。
採用後に増える準備を、
具体的な支援へ。

説明用イラスト／実績写真ではありません

申請前

働く条件を、理解してから。

事前ガイダンスで雇用条件や生活を説明。申請前に本人の理解を確認します。

入国・生活開始

住まいと生活の準備を、一緒に。

送迎、住居の確保、銀行・携帯電話などの契約支援。生活開始の準備を進めます。

就労中

困りごとを、相談できる窓口へ。

生活説明・相談・面談、日本語学習・地域交流。
本人の責めによらない契約解除時は、求職活動や必要な手続を支援。
職業紹介が必要な場合は、許可等を有する機関をご案内します。

更新の検討

続けて働くための手続を相談。

在留資格の更新は行政書士業務として別契約・別料金。時期と必要書類を確認します。

月額に含む義務的支援10項目

事前説明／送迎／住居・生活契約／生活説明／公的手続同行
日本語学習／相談・苦情／地域交流／転職支援／定期面談・通報

適用条件に応じ実施。定期面談は3か月に1回以上。

申請費用と月額支援を、分けて分かりやすく。

特定技能外国人1名あたり｜登録支援委託料

標準月額30,000円（税込）

※左記は標準月額料金です。
人数や支援内容に応じて、
個別にご相談・お見積もりを承ります。

複数名の受入れをご検討の企業様へ

特定技能外国人を複数名受け入れる場合は、人数・就労場所・必要な支援内容等を踏まえ、委託料金について個別にご相談・お見積もりを承ります。

※義務的支援の内容や品質を削減するものではありません。

特定技能1号・行政書士報酬

登録支援委託料とは別契約・別料金です。

業務	税別	税込
在留資格認定証明書交付申請・1人目	80,000円	88,000円
同時申請2人目以降	70,000円	77,000円
在留期間更新許可申請	36,364円※	40,000円

2人目以降の料金の適用条件は、お見積り時にご案内します。

※更新の税別額は税込40,000円からの換算（円未満四捨五入）。

送迎・同行の業務および各種届出代行は月額に含みます。支援の実施に必要な交通費・通訳費、および送迎・同行・現地支援に伴い担当者の宿泊が必要となる場合の宿泊費は、受入れ企業に別途実費をご負担いただきます。
在留資格申請は別契約・別料金。法定手数料・郵送費等は行政書士報酬と区分してご案内します。
義務的支援の費用を外国人本人に負担させることはできません。

初めての受入れ・支援機関の切替えも、まずはご相談ください。

090-2307-2513

たてかわ行政書士事務所

代表 建川 一茂

相模原市南区新戸3021-8｜登録番号 26登-013671

事務所ホームページ

危機管理・研修

別途ご負担いただく実費の範囲・精算方法は、契約前にご説明します。宿泊が必要な場合は、その理由・泊数・概算額を事前にご案内し、ご了承をいただきます。

切替えは現在の契約・届出・開始時期を確認してご案内します。